

※更新する場合がありますので、最新の情報をご確認ください。

金沢市被災宿泊施設改修支援事業費補助金 Q & A

こちらに記載のもののほか、ご不明な点がありましたらご相談ください。

(補助対象事業者)

Q 全ての宿泊施設が補助対象となるか。

A 令和6年能登半島地震による災害で被災した宿泊施設（公設施設を除く）が対象です。

Q 補助対象事業者の要件は何か。

A 地震による影響で緊急又は応急に修理が必要となった宿泊施設の改修を行う事業者で、市税を滞納していないこと、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は住宅宿泊営業を営んでいることが補助対象の要件です。
なお、宿泊施設毎に申請することができます。
申請は、1施設につき1回限りです。

Q 申請者（法人等）の住所・所在地は金沢市外だが、施設は金沢市内にある場合、補助対象者に該当するか。

A 施設が金沢市内にある場合に限り、補助対象者とします。

(補助金交付基準)

Q 補助金交付申請書を提出すれば、補助金を受けられるか。

A 各種条件を勘案して補助の可否を判定しますので、補助金の交付対象とならない可能性もあります。

Q 整備が完了している事業や、整備に着手している事業も対象となるか。

A 対象となります。ただし、工事の詳細が記入されている見積書等を提出していただく必要があります。

Q 申請額より低い金額で交付決定されることはあるか。

A 市は、対象経費の総額が50万円を超える場合、見積額が適正であるかどうか、「単価審査」を行います。**見積額が「単価審査」の金額を上回る場合、「単価審査」の金額が補助対象経費となるため、**交付決定額が交付申請額より低くなる場合があります。あらかじめご了承ください。なお、「単価審査」の内容等にはお答えできません。

(補助対象事業)

Q 令和6年能登半島地震前に損傷していた箇所も対象となるか

A 対象となりません。令和6年能登半島地震の災害による被災箇所が緊急又は応急又は修理が必要となった箇所に限ります。

Q 令和6年能登半島地震で損傷したかどうかはどう確認するか

A 金沢市が発行する「被災証明」を申請時にご提出いただきます。申請時に、交付されていない場合は、交付後速やかにご提出いただきます。

なお、個人事業主の方は、個人氏名で申請すると「り災証明」が発行されますので、「被災証明」が発行されるよう、宿泊施設名で申請してください。

Q 外装にかかる工事の対象となるか

A 対象となります。

Q 共用部分の工事の対象となるか

A 対象となります。ただし、一棟の一部を使用して営業している場合は、宿泊施設にかかる箇所が補助対象で、共用部については原則、補助対象とはなりません。

Q 過去に宿泊施設改修事業費補助金を受けて整備した箇所が被災したため、整備したと考えているが、補助申請は可能か。

A 金沢市宿泊施設改修事業費補助金で整備した箇所についても、今回の地震により被災した箇所であれば、補助対象となります。

Q 既に修理が完了した箇所とこれから修理する予定箇所を分けて申請することは可能か。

A 申請できる回数は1回限りですので、分けて申請することはできません。修理済分と今後実施分を併せて申請してください。

(事業内容の変更)

Q 交付決定を受けた後、補助金交付申請書に記載していなかった工事を追加で実施したい。補助対象経費に追加できるか。

A 事業を実施すること自体は妨げませんが、補助金交付申請書に記載のない工事等を補助対象経費に加えることはできません。加えたい場合は、補助金変更交付承認書他添付書類一式を提出していただく必要がございます。この場合も、提出期限は従前のおり（4月30日まで）となります。

Q 補助金交付決定後、補助対象経費に増減が発生した場合はどうしたらよいか。

A 補助金額が変更となる可能性がありますので、工事内容等を変更する時点で速やかに観光政策課担当までご連絡ください。

(事業実施期間)

Q 大規模工事を検討しており、1年以上の工事期間を想定しているが、補助金を受けられることができるか。

A 原則、令和7年（2025年）2月28日までに完了（金沢市への実績報告まで完了）

する必要があります。それ以降に完了するものについては補助金を交付することができません。

(添付書類)

Q 工事前写真・工事後写真は、どのようなものが必要か。

A 様式は問いませんが、申請にかかる工事箇所について、工事前後の違いがわかる写真をお願いします。写真の画角や枚数は、前後で極力揃えてください。なお、工事後に申請される場合も原則工事前の写真を添付いただく必要がありますが、どうしても用意できない場合は、観光政策課担当までご連絡ください。

Q 現地確認とはどういうものか。

A 事業完了時においては、申請どおりの工事が行われたかどうかを確認します。なお、補助事業の対象とした財産が、補助目的に反して使用されていないかどうか等を確認するため、工事内容によっては随時、現地調査を行う場合があります。